

委員会提出議案第10号

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成27年10月23日提出

議会運営委員会委員長 今 北 義 明

三田市条例第 号

三田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議会における会派に対し」を削る。

第2条中「という。）」の次に「及び議員（次条第3項の規定により政務活動費を会派に交付することを選択した会派を除いた会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）（以下「会派等」という。）」を加える。

第3条第1項を次のように改める。

政務活動費は、議員1人当たり月額60,000円（以下「基準額」という。）とする。

第3条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「第1項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 会派に対する政務活動費の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に基準額及び当該半期に属する月数を乗じて得た額とする。
- 4 交付対象議員に交付する政務活動費は、基準額に当該半期に属する月数を乗じて得た額とする。

第4条の見出し中「異動」を「異動等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 一半期の途中において、政務活動費の交付を受けた交付対象議員が辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員の身分を失ったときは、当該交付対象議員であった者（当該者が死亡したときにあつては、当該者の相続人その他の一般承継人）は、これらの事由が発生した日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、当月。以下この項において同じ。）の末日までに、当該翌月以降分の政務活動費として既に交付された額を返還しなければならない。
- 4 一半期の途中において、議員が新たに交付対象議員となったときは、当該議員に対し、当該交付対象議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。）の末日までに、当該翌月以降分の政務活動費を交付するものとする。ただし、再選挙、補欠選挙又は増

員選挙によって議員となった者がその任期の開始に伴い交付対象議員となったとき又は議員の任期の開始に伴い新たに交付対象議員となった場合であって当該任期の前の任期が当該開始の日の属する月の基準日に満了したときにあつては、当該交付対象議員となった日の属する月以降分の政務活動費を交付する。

第5条第1項中「会派」を「会派等」に改める。

第7条第1項中「経理責任者」の次に「及び交付対象議員」を加える。

第8条中「会派」を「会派等」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。